

平成18年3月29日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号
株式会社ディー・ディー・エス
代表取締役社長 三吉野 健 滋

第11回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第11回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第11期（平成17年1月1日から平成17年12月31日まで）営業報告書報告の件

本件は、営業報告書の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第11期（平成17年1月1日から平成17年12月31日まで）貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、定款変更の内容は別紙のとおりであります。

第3号議案 取締役3名選任の件

本件は、原案どおり柚木健一郎、石田淳一、藤浪育夫の3氏が選任され就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり大島一純氏が選任され就任いたしました。なお、大島一純氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案どおり監査法人東海会計社が選任され就任いたしました。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役村山博一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに可決されました。

第7号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

本件は、当社の取締役および監査役の報酬額は、取締役の報酬額を月額1,000万円以内、監査役の報酬額を月額200万円以内に改定することに可決されました。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしました。

第8号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本件は、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、当社の役職員および監査役ならびに社外協力者に対して300個（その目的となる当社普通株式の数300株）を上限として無償にて新株予約権を発行することが可決されました。

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、取締役副社長に柚木健一郎氏、石田淳一氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

電子公告制度の導入について

当社は、電子公告制度を導入いたしました。今後の当社の公告につきましては、下記のホームページにて行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない時は、日本経済新聞に掲載いたします。

URL <http://www.aspir.co.jp/koukoku/3782/3782.html>

(別紙)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
第1条～第3条(条文省略) (公告の方法)	第1条～第3条(現行どおり) (公告の方法)
第4条 当社の公告は <u>日本経済新聞に掲載してする。</u>	第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第5条～第6条(条文省略) (基準日)	第5条～第6条(現行どおり) (基準日)
第7条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とみなす。 (2) 前項ほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	第7条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ)</u> に記載または記録された <u>議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とみなす。 (2) (現行どおり)
第8条～第24条(条文省略) (報酬及び退職慰労金)	第8条～第24条(現行どおり) (報酬)
第25条 取締役の報酬 <u>及び退職慰労金</u> は、株主総会においてこれを定める。	第25条 取締役の報酬は、株主総会においてこれを定める。
第26条～第29条(条文省略) (監査役会)	第26条～第29条(現行どおり) (監査役会の招集通知)
第30条 監査役会は、法令及び本定款の <u>定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。ただし、監査役の権限行使を妨げることができない。</u>	第30条 監査役会の招集通知は、 <u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>

変 更 前	変 更 後
<p>(2) <u>監査役員に関する事項については、法令及び本定款に定めるものを除き、監査役会で定める監査役会規程によるものとする。</u></p> <p>(3) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第31条 (条文省略) (報酬及び退職慰労金)</p> <p>第32条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</u></p> <p>第33条～第36条 (条文省略)</p>	<p>(2) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第34条 (現行どおり) (報酬)</p> <p>第35条 監査役の報酬は、株主総会においてこれを定める。</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>